

序章 計画策定にあたって

*マークの付いた用語の解説は冊子巻末の「用語解説」のページに掲載されています。

序章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国では、国民一人一人が「自分の健康は自分で守る」という自覚と認識を持つことが重要と考えられ、昭和 53 年から健康増進に係る取り組みとして、数次にわたり「国民健康づくり対策」が展開されてきました。

また、平成 25 年度から令和5年度には、全ての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目

指すため、第4次国民健康づくり対策として、「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本 21(第二次))」を推進してきました。

塩尻市では、平成 15 年3月に、「健康日本 21(第一次)」の取り組みに基づき、塩尻市の特徴や、市民の健康状態をもとに、健康の課題を明らかにした上で、一次予防に重点をおいた「健康づくり計画」を策定しました。

平成 27 年度には、令和5年度までの9年間を計画期間とする「塩尻市健康づくり計画(第二次)」を策定し、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、全ての*ライフステージにおいて、健やかで心豊かに生活できる活力ある塩尻市を目指してきました。

このたび、国はこれまでの取り組みの成果を踏まえ、令和6年度から 17 年までの 12 年間を計画期間とする「健康日本 21(第三次)」を推進するため、基本的な方針を定めました。塩尻市においても「誰もが健やかで心豊かに生活できるまち」を目指し、あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築し、健康づくりの展開や環境整備の施策を総合的に推進するために本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「第六次塩尻市総合計画」における基本戦略C「安心共生」の「戦略分野8 医療・介護・保健・福祉」におけるありたい姿である「一人ひとりが健康や老い、障がいなどそれぞれの特性と向き合いながら、自らの健康を守ることや周りに対してできることを考えた活動によって、日常生活を自立して送ることができる」の実現に向けて、「塩尻市食育活動推進プログラム」及び「塩尻市自殺対策計画」を包含し、市民の心身の健康づくりを推進するため必要な施策を明らかにするものです。

また、国の「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」や「健康日本 21(第三次)」、県の「第三期信州保健医療総合計画」を踏まえて今回の目標項目に関連する法律及び各種計画との十分な整合性を図るものとします。(図表1)

図表 1

法 律	長野県が策定した計画	塩尻市が策定した計画
健康増進法	信州保健医療総合計画	塩尻市健康づくり計画
次世代育成対策推進法		元気っ子育成支援プラン
高齢者の医療の確保に関する法律		塩尻市国民健康保険特定健康診査等実施計画
がん対策基本法		—
歯科口腔保健の推進に関する法律		—
国民健康保険法	—	塩尻市保健事業実施計画 (データヘルス計画)
食育基本法	長野県食育推進計画	*塩尻市食育活動推進プログラム
介護保険法	長野県介護保険事業計画	塩尻市いきいき長寿計画
自殺対策基本法	長野県自殺対策推進計画	塩尻市自殺対策計画

3 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和14年度までの9年間とします。

第六次塩尻市総合計画の中期戦略に合わせて3年ごとに進捗の評価を実施し、必要に応じて見直しを行います。